

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 6 月 9 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第 6 号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 19 年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）により交通遮断又は隔離され、出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める期間
---	----------

」を

「

(3) 検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)第 16 条第 2 項に規定する停留の対象となった場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 18 条、第 33 条又は第 44 条の 3 第 2 項の規定による就業制限、交通制限若しくは遮断又は感染を防止するための協力により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める期間
--	----------

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。